

今後のパートタイム労働対策に関する研究会 開催要綱

1 開催目的

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号。以下「パートタイム労働法」という。）については、平成 19 年に改正され、平成 20 年 4 月 1 日より施行されているが、同法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 72 号）附則第 7 条において、「政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

現在、改正パートタイム労働法の施行後 3 年目を迎えていること等から、この間の施行状況を含め、国内におけるパートタイム労働の実態を把握するとともに課題を整理しつつ、今後のパートタイム労働対策について検討を行うため、「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を開催する。

2 検討事項

- (1) パートタイム労働の実態
- (2) パートタイム労働の課題
- (3) 今後のパートタイム労働対策

3 運営

- (1) 本研究会は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会においては、必要に応じ、実務経験者等の出席を求めることがある。
- (3) 本研究会の議事については、別に本研究会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (5) 本研究会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課において行う。